

テナントの入居や建物の増改築を

／ お考えの方へ ／

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に「消防法令違反」となってしまうことがあります。
工事を始める前に、**習志野市消防本部 予防課** へご相談ください。

消防法令違反の例

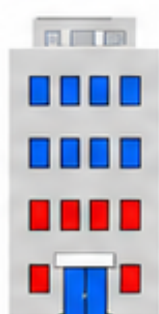
入居前（用途・事務所ビル）



5階 事務所
4階 事務所
3階 事務所
2階 空室
1階 空室



入居後（用途変更）



5階 事務所
4階 事務所
3階 事務所
2階 物販店
1階 飲食店

事務所ビルの空テナントに飲食店や物販店など不特定多数の方が利用するテナントが入居すると、「自動火災報知設備」が必要となったり、すでにオープンしているテナントのレイアウト変更をした時に、消防用設備の一部変更が必要となる場合があります。

必要となる消防設備の例

消火器



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



誘導灯



事前相談が必要なケース

次のような工事や用途変更を行う場合は、事前にご相談ください。

飲食店の開業



物販店・店舗の出店



美容室・理容室の開業



医療機関の開業



保育施設の開設



学習塾・スクールの開設



倉庫から店舗への用途変更



テナントの入れ替え



増築・改築を行う



間仕切りを変更する



福祉施設の開設



消防用設備の改修



計画段階の早い時期にご相談いただくことで、安心・安全な営業開始につながります。

使用開始までの流れ

1 事前に電話にて日程調整

予防課へご連絡のうえ、
事前協議の日程を調整してください。



2 事前協議

建物の計画内容・用途・消防用設備などに
ついてご相談ください。



3 防火対象物使用開始(変更)届出書の提出

使用開始日の7日前までに
「防火対象物使用開始(変更)届出書」を
ご提出ください。



4 建物規模等により現地調査

消防用設備等の移設、増設、改修等を伴う
場合は、その内容に応じて、現地調査と
併せて消防検査を実施することがあります。



5 使用開始

消防法令を遵守した
安全な建物



習志野市火災予防条例により、テナントの入居や
増改築をする場合、「防火対象物使用開始(変更)
届出書」を建物の使用を開始する7日前までに
習志野市消防本部 予防課へ提出する必要があります。

消防法令違反になった場合

1 行政処分の対象となります

- ・消防法に基づく命令や告発により
罰則を受ける場合があります。
- ・命令を受けた場合は、建物の主要な出入口など、
利用する方が見やすい位置に危険を知らせる
標識を設置します。



2 違反対象物として公表されます

消防法に基づく命令を受けた建物については、
「建物の名称」、「所在地」、「違反内容」などを
習志野市ホームページで公表します。
また、ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の
方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など
一人で避難することが難しい方が利用する建物に
おいて、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」
又は「自動火災報知設備」のいずれかが、設置義務
があるにもかかわらず未設置(設置義務のある部分の
床面積の過半にわたり設置されていない場合を
含む。)である場合は、消防法に基づく命令を受け
ていない場合であっても公表の対象となります。

- ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備



お問い合わせ先

習志野市消防本部 予防課

☎ 047-452-1284

〒275-0014

千葉県習志野市鷺沼2-1-43

